

「家賃等賃借料支援金」及び「中小事業者月次支援金」 に係る申請開始について

両支援金の申請スケジュール等が決まりましたので、お知らせします。

1. 北九州市家賃等賃借料支援金

(1) 支援金の目的

福岡県の緊急事態措置に伴う休業要請等に応じた北九州市内の施設を運営する事業者に対し、家賃等賃借料支援金を給付することにより、事業活動の継続を支援するもの。

(2) 支給要件（詳細は実施概要参照）

- ①北九州市内にある、「福岡県の緊急事態措置」に伴う休業要請等の対象となっている施設が休業等を実施
- ②福岡県感染拡大防止協力金【第7期】・【第8期】を受給していること

(3) 支給内容

- ①1施設につき建物・土地賃借料の8割（上限40万円/月）
- ②支給は5月分、6月分の2回分

(4) 申請手続

- ①申請受付期間：令和3年6月18日（金）～8月31日（火）
- ②申請方法
 - ・Web（準備中。準備ができ次第改めてお知らせします。）
 - ・郵送（8月31日（火）消印有効）

2. 北九州市中小事業者月次支援金

(1) 支援金の目的

福岡県の緊急事態措置に伴い売上が減少し、福岡県の感染拡大防止協力金の給付対象外となる事業者に対し、月次支援金を給付することにより、事業活動の継続を支援するもの。

(2) 支給内容

- ①法人最大50万円/月、個人最大25万円/月
- ②支給は5月分、6月分の2回分

(3) 申請手続

- ①申請受付期間（予定）：令和3年6月25日（金）～9月30日（木）
- ②申請方法
 - ・Web（準備中。準備ができ次第改めてお知らせします。）
 - ・郵送（9月30日（木）消印有効）

※申請書等、詳細については準備中